

申請に対する処分

処分名	住所地主義の特例
根拠法令	国民健康保険法第116条の2
所管課	国民健康保険課（名瀬）保険福祉課（住用）市民課（笠利）

1 審査基準

申請を行うことができる人

本市の国民健康保険被保険者であった人が、区域外の社会福祉施設等に
入所、又は区域外の病院、診療所に入院する場合に、その被保険者が属す
る世帯の世帯主

申請の方法（交付請求の方法）

住所地特例に係る被保険者証交付申請書（法第116条の2該当・非該
当届）を提出する。（認め印が必要）

交付の要件

社会福祉施設等の所在地に住所を移した場合に適用する。

2 標準処理時間

即日